

年金 だより

来月から 国民年金保険料が変わります



課年金係(☎ 82-1111 内線 247)へ。

保険料を納めるのが困難な方は 保険料免除の手続きを

来月から保険料が引き上げられますが、次のような理由で保険料の納付が困難な方は、免除制度をご利用ください。

- ①所得の少ない方や病気やケガなどで経済的に納付が困難な方
- ②保険料の納付が困難な特別の理由がある方
- ③学生であり親元に扶養されている方で親元の収入が一定基準以下の方

手続きは

印鑑、学生証などを持参し、5月末日までに役場住民課年金係で手続きをしてください。なお、免除を受けた期間の年金額は、納めた場合の3分の1になってしまいますので、生活に余裕ができたら追納をおすすめします（10年前までさかのぼって納付ができます）。

現在の保険料は、年金額から見てかなり低めの額になっていますが、これは保険料と年金額のバランスや生活水準などを考慮して、急激な負担にならないよう段階的に引き上げられているためです。

しかし、納める側としては、毎年保険料が上がって納付期間も長いため大変かと思いますが、将来の自分自身のためにありますので、この制度の趣旨を十分ご理解いただき、もれなく納付されますようお願いいたします。

※国民年金に関するお問い合わせは住民課年金係(☎ 82-1111 内線 247)へ。

4月から国民年金保険料が月額1,280円（附加保険料を含む）に引き上げられます。13,200円（附加保険料を含む）に引き上げられます。国民年金制度は、老後の備えを助けると共に病気やケガなど万が一の時にも安定した生活が送れるようにすることを目的とした社会保障制度の一つです。

年金の財源は、加入者のみなさんが納める保険料と国の負担でまかなわれており、働く若い世代が今のお年寄りの年金を支えていく助け合いの仕組みになっています。

個人で国民年金の保険料を納めている方は、町が発行する納付書で毎月金融機関（郵便局は除く）へ行って納めるようになります。

手書きは、町から送られた納付書、預金通帳、通帳印をお持ちになり、役場住民課年金係か預金口座のある金融機関へお申し込みください。

たび重なると保険料も多額になり滞納に結びついてしまうこともあります。そして、「いざ年金が必要」となったときに受給できないということになります。

そんなことにならないよう口座振替にしてはいかがでしょうか。毎月納めに行く手間がはぶけて納め忘れもなくなり安心です。

年ごとの前納もできるようになりました（一年分と4月から9月までの半年分は4月30日まで。10月から10月までの半年分は10月31日まで）。毎月納めに行く手間もなくなり、更に割り引きもされます（左表参照）。

保険料は便利な口座振替で



区分	定額保険料	割引額	附加込み保険料	割引額
1ヶ月	12,800円	—	13,200円	—
6ヶ月前納 (9年4月～9年9月) (9年10月～10年3月)	75,950円	850円	78,320円	880円
1年前納 (9年4月～10年3月)	149,890円	3,710円	154,570円	3,830円

※附加保険料はより高い年金を受けたい方が希望により1ヶ月400円の保険料を納めるものです。